

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害大規模な火事災害、林野災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 海難防止推進機関

(1) 海難防止推進機関は次のとおりである。

福島町、福島吉岡漁業協同組合、福島消防署、松前警察署、函館海上保安部、北海道運輸局函館海運支局、北海道漁船海難防止センター、北海道

(2) 災害対策組織

町長は、海難が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害現地対策本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

2 災害予防

海難防止推進機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防

止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとし、防災関係機関の協力のもとに、次の事項に留意し指導する。

(1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、福島吉岡漁業協同組合

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(2) 北海道運輸局、函館海上保安部、北海道、松前警察署、福島町、福島消防署

ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

3 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協議のうえ、福島吉岡漁業協同組合、水難救済センター救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行うものとする。

4 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第4章第7節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 福島町（基本法第62条、水難救助法第1条）

(ア) 遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、町防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し、または他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

イ 第一管区海上保安本部

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。

(イ) 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。

(ウ) 関係機関の救助活動の調整に関すること。

ウ 松前警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 福島吉岡漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡にあたるものとする。

オ 水難救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

5 消防活動

船舶等火災の消火活動については、函館海上保安部と消防機関が相互に密接に協議のうえ行うものとする。

6 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところ

ろにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の收容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の收容、埋葬等については第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の收容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

海難発生時における交通規制については、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請要求

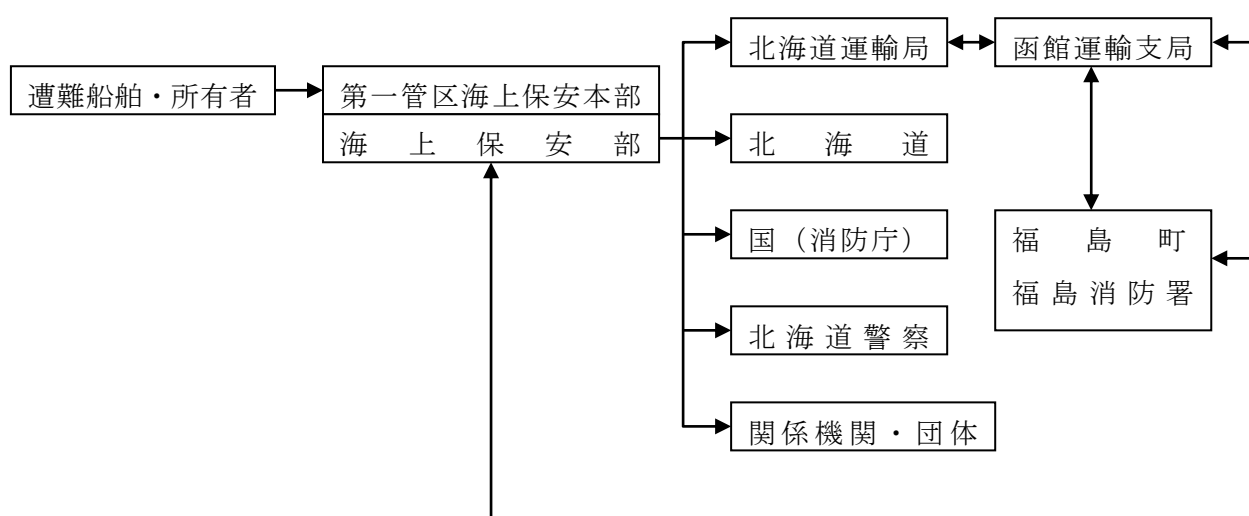
海難発生時における自衛隊派遣要請の要求については、第4章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

10 広域応援

道、町及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、知事等へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



第2節 流出油対策計画

船舶に衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については本章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところによる。

1 予防対策

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

2 町（消防機関）・船舶所有者及び福島吉岡漁業協同組合の実施すべき事項

(1) 町が実施すべき事項

ア 船舶所有者等、福島吉岡漁業協同組合に対し、次のとおり指導する。

- ア 消火機器の配備指導
- イ 流出油事故の予防対策及び化学消化剤等の配備指導
- ウ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底指導

(2) 船舶所有者等、福島吉岡漁業協同組合の実施すべき事項

ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる

ものとする。

3 応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみで対応できないときは、函館海上保安部をはじめとする「渡島沿岸排出油等防除協議会」の構成機関等が原因者ととともに、防除計画を策定するとともに、次の応急対策を実施する。

- (1) 流出油等の拡散防止のためのオイルフェンス展張並びに処理剤、吸着剤使用による
応急対策
- (2) 油回収船による流出油等の回収
- (3) 海難事故船舶からの油等の抜き取り
- (4) 流出油等の漂着のおそれのある沿岸等へのオイルフェンスの展張
- (5) 流出油等の防除作業に必要な資機材の迅速なる流出油等の防除作業
- (6) 地域住民、防災ボランティア等の協力による流出油等の防除作業
- (7) 流出油等の沿岸等への漂着に対処するための防除作業及び環境モニタリング等の必要な措置
- (8) 油流出等の海岸等への漂着した漂着油に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、漂着油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他、流出油等の防除活動に必要な措置等の応急対策は、本章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第3節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

航空事業者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

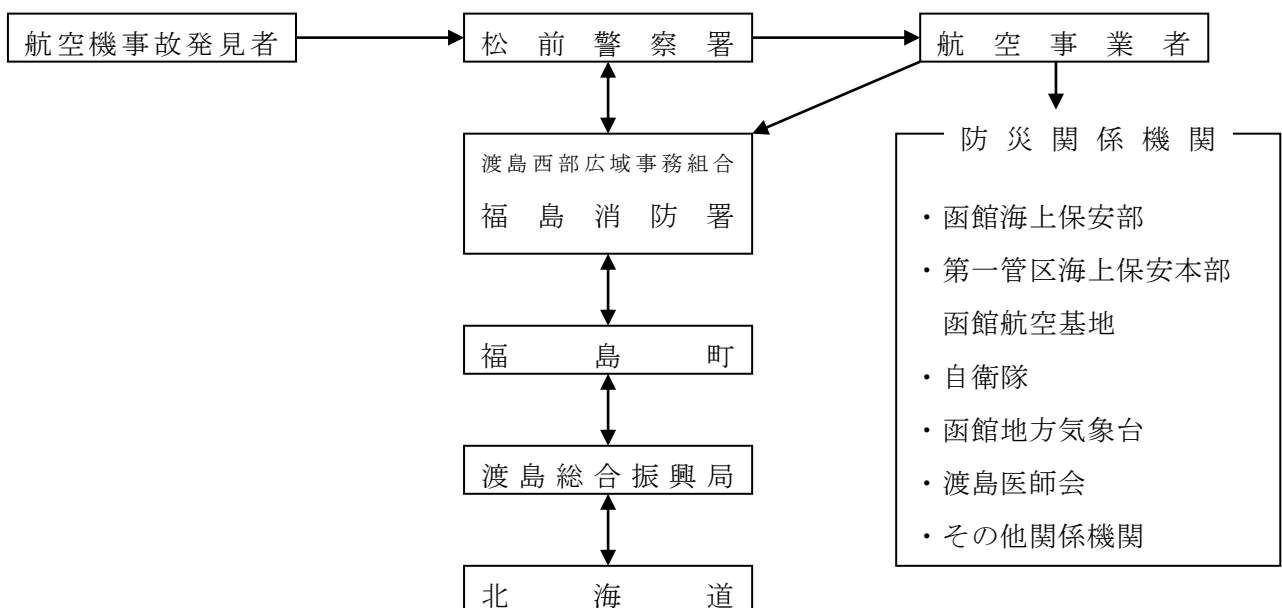
防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、次のとおりとする。

航空災害情報伝達系統図



2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否確認
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

4 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

5 消防活動

航空災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」及び本章第7節「林野火災対策計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

航空災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。

7 交通規制

航空災害時における交通規制については、第4章8節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

8 危険物流出対策

航空災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

町長は、多数の死傷者が発生し、緊急に救出、搬送する必要があると認めた場合、または医療救護物資の緊急輸送を必要と認めた場合は、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

10 広域応援

町長は、航空災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求める。

11 防疫及び廃棄物処理等

航空火災時における防疫及び廃棄物処理等については、第4章第19節「防疫計画」及び同章第19節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災、または国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、道路管理者及び関係機関が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を行うための計画は、この計画に定めるところによる。

道路管理者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

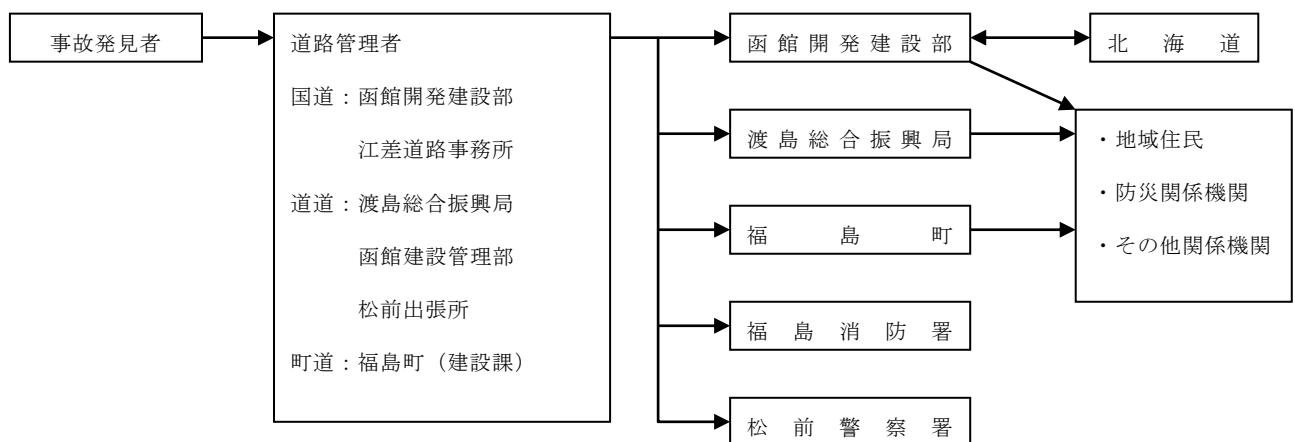
防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、下図のとおりとする。

道路災害情報伝達系統図



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報について正確、適切に提供する。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の被害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第4章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

4 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 消防活動

道路災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図るものとする。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、道路災害時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

道路災害時における交通規制については、第4章第8節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物により二次災害の防止に努めるものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、多数の死傷者を緊急に救出、搬送及び医療救護物資の輸送を必要と認めた場合は、第4章31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事、（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

町長は、道路災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」定めるところにより、知事及び他の市町村長等に応援を求めるものとする。

第5節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

本町の地域において、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、事業者及び関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、危険物施設等の災害対策は、第3章第11節「消防計画」、海上への危険物等の流出等による災害対策については本章第2節「流出油等対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

【例】石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など。

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

【例】火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など。

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

【例】液化石油ガス、（LPG）、アセチレン、アンモニアなど。

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

【例】毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など。

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物資、核原料物資を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの。

【例】放射性同位元素、核燃料物資、核原料物資など。

3 災害予防

消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、町及び関係機関は、危険物等災害の発生

を未然に防止するための対応は、次のとおりである。

(1) 事業者

ア 法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛防災組織の設置、保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去等災害の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察、関係機関へ通報する。

ウ 渡島西部広域事務組合、福島消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

エ 北海道経済産業局

(ア) 法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

(イ) 許可等の処分をしたとき、または届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立を図る。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

オ 渡島総合振興局

(ア) 法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

カ 松前警察署、福島消防署

必要に応じ、危険物等の保管状態、自署保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

4 災害応急対策

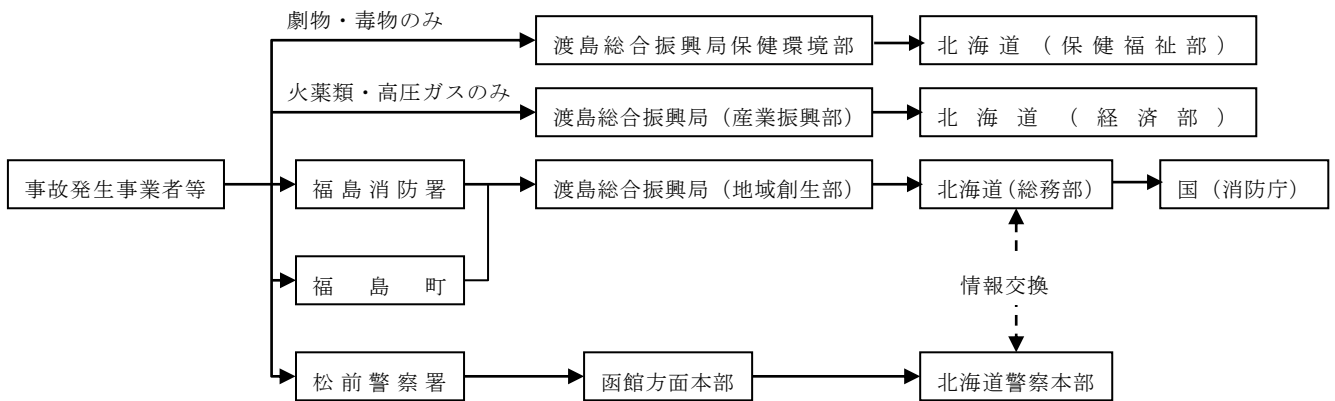
(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

危険物及びその他の災害情報連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 町長は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町長は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町長は、防災関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者及び危険物等取扱規制担当機関

イ 被災者の家族等への広報

実施責任者は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

ウ 地域住民等への広報

- (ア) 被害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
 - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (4) 応急活動体制
- ア 福島町、渡島西部広域事務組合、福島消防署
町及び消防機関は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 防災関係機関
関係機関の長は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (5) 消防活動
- 危険物等災害時における消防活動については、第3章第11節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。
- また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。
- (6) 救助救出活動
- 危険物等災害時における救助救出活動については、第3章第11節「消防計画」及び第5章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。
- (7) 医療救護活動
- 危険物等災害時における医療救護活動については、第4章第18節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
- 危険物等災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬については、第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。
- (9) 災害警備及び交通規制
- 危険物等災害時における災害警備及び交通の確保については、第4章第8節「災害警備計画」の定めるところにより実施する。
- (10) 自衛隊派遣要請
- 町長は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

(11) 広域応援

町長は、危険物等災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、この計画の定めるところによる。

1 災害体制

町及び渡島西部広域事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地、緑地等の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛防災体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施などにより要配慮者対策等に十分配慮する。

(6) 消防水利の確保及び消防体制の整備

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や河川水の活用等に努める。

また、消防職員、消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成・運用、機械・資機材の整備、情報通信手段等について十分に検討し、大規模な火事災害に対する体制を強化する。

(7) 防災訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手段や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(8) 火災警報

町長は、渡島総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10 m/s を越える見込みのとき。）となり、火災予防上危険であると認められるときは、消防法第 22 条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

2 災害応急対策

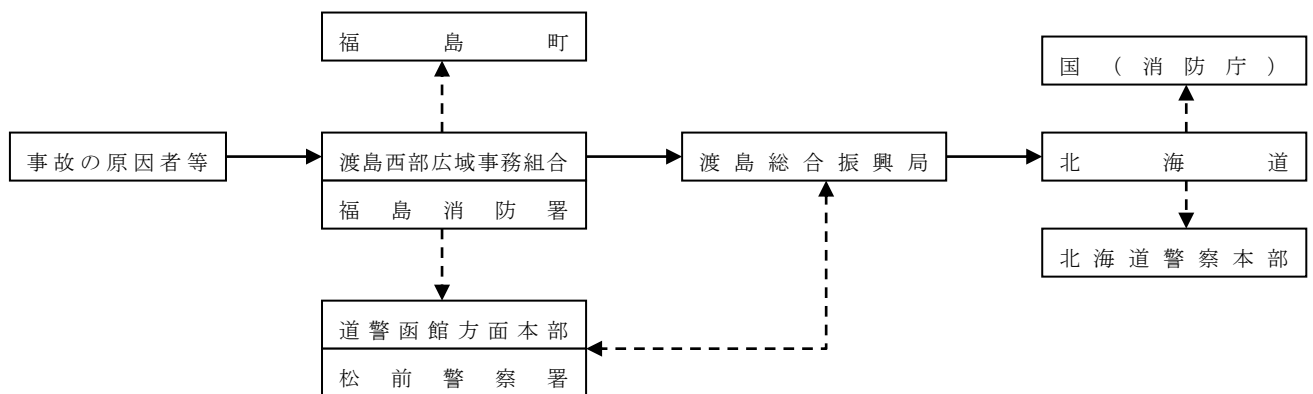
(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 町及び関係機関の実施事項

- (ア) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第 4

章第4節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等の地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

(3) 町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

渡島西部広域事務組合は第3章第11節「消防計画」の定めるところによるほか、次により消防計画を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路確保及び重要かつ危険度の高い場所、地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護等については第4章第7節「救助救出計画」、第4章第18節「医療救護計画」及び第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところによる。

(7) 交通規制

松前警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第9節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより渡島総合振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

(9) 広域応援

町長及び渡島西部広域事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、第4章第32節「広域応援計画」の定めるところ

ろにより、道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の破壊、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧対策計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第7節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 実施機関

福島町（産業課）

(2) 協力機関

檜山森林管理署、渡島総合振興局、松前警察署、福島農業協同組合、福島町森林組合、渡島総合振興局西部森林室、福島消防署、福島町教育委員会、福島消防団、函館地方气象台、渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所、町内各学校、各町内会、報道機関

2 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象情報を的確に把握、予防の万全を期するものとする。

(1) 林野火災の気象情報

函館地方气象台は火災気象通報の一部として林野火災気象通報の発表または終了を行う。なお、火災気象通報基準は第2章第4節「気象警報等の伝達計画」のとおりとする。

伝達系統

別表1 （林野火災気象通報連絡系統図）

別表2 （山火事発生連絡系統図）

3 林野火災予消防対策

(1) 入山対策

登山、ハイキング、山菜採り等の入林者に対し、次の指導をするものとする。

ア 公有林等

国有林に入林する場合には、登山道入口等に入林（入山）者名簿がある場合は氏名等を記入する。また、国有林への入林目的によっては事前に入林申請を提出し承

認を得ること。

道有林に入林する際は、主要路線に設置している入林届箱に備え付けの入林簿に氏名等を記入する。

イ 私有林

私有林に入林する際は、所有者の承諾を得ること。

(2) 火入れ対策

ア 火入れ許可

火入れは、森林法及び福島町火入れに関する条例に基づき対策を講ずるものとする。

イ 火入れ許可の手続き

(ア) 福島町の森林または森林の周囲1キロメートル以内に火入れをしようとするときは、火入れ許可申請書により町長の許可を受けなければならない。

(イ) 火入れ申請は、開始する2日前に町長に提出する。

ウ 火入れ方法の指導

町は、火入れする者に対し、次の事項を順守するよう指導するものとする。

(ア) 火入れは、原則として秋に行うこと。

(イ) 乾燥注意報、強風注意報及び火災警報が発表された場合は、一切の火入れを中止すること。

(ウ) 火入れ付帯条件を順守すること。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を図り、その確認を行うこと。

(3) 林野内の事業者対策

林野内において事業を営む者は、自主的に防火体制を確立するものとする。

ア 火気危険物を使用するときは、防火設備を完備すること。

イ 喫煙の制限をすること。

(4) 機械力導入に対する予防対策

林業機械の普及による山火事の発生が増加する傾向にあるので、特にチェーンソー刈払機等を使用するときは、油脂類等の火気取り扱いに注意すること。

(5) 防火思想の啓発

一般住民の意識を向上させるため、関係各機関の協力を得て防火思想の啓発をはかることにあたり、おおむね次のことを実施するものとする

ア 防災行政無線や広報車による広報活動

イ ポスター、チラシの配布及び看板掲示板による宣伝

ウ 町広報誌による広報活動

4 消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、町及び関係機関は次の方法により、関係機関等の積極的な協力を得て早期消火を図るものとする。

- (1) 山火事発見者は、最も速やかな方法で、直ちに消防署に通報するものとし、通報を受けた消防署は直ちに町及び関係機関等に通知するものとする。
- (2) 連絡を受けた機関は、直ちに関係機関と連絡を取り、速やかに消火体制に入るものとする。
- (3) 延焼拡大の危険性があり、または消火困難となったとき、町長は知事（渡島総合振興局長）に対し速やかに自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

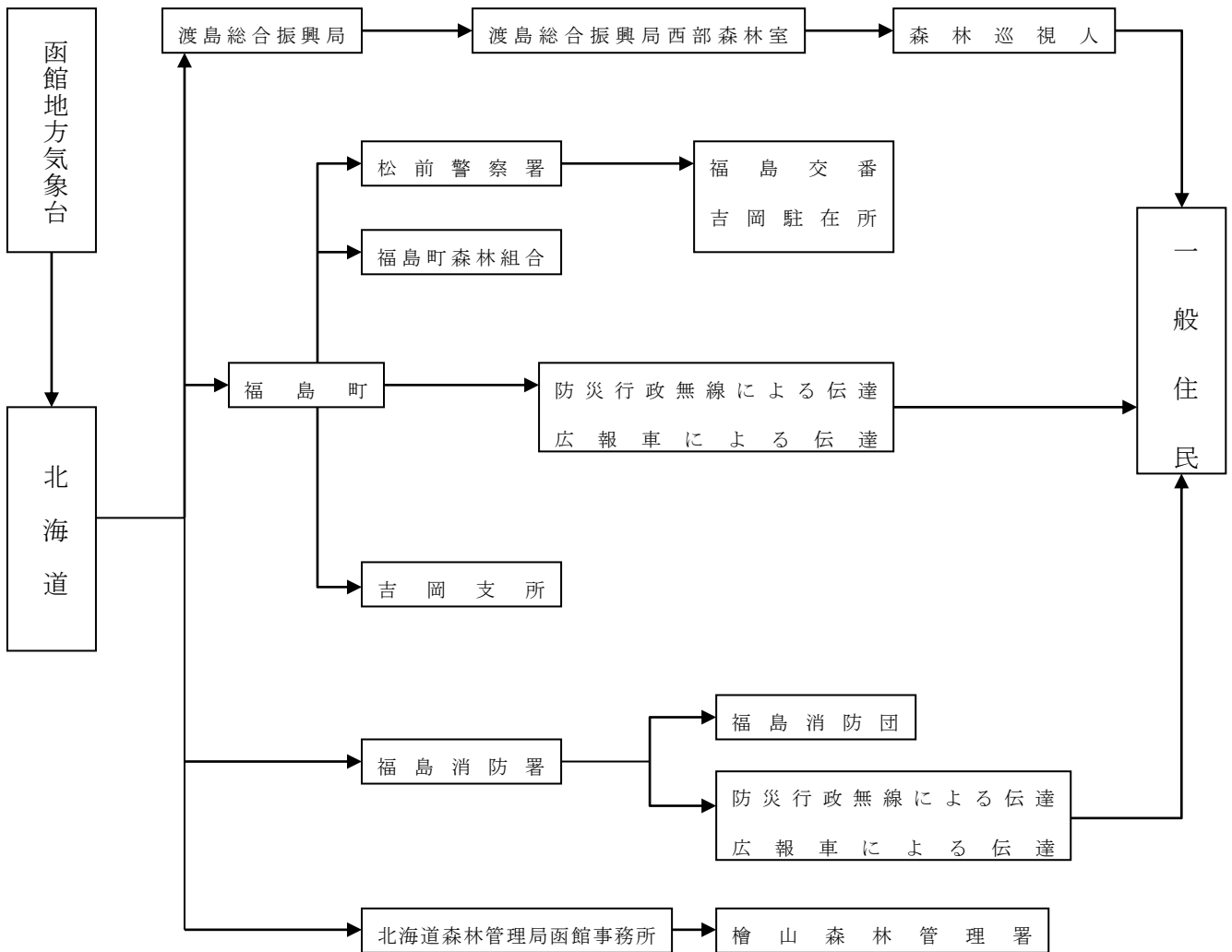
5 消火器材の整備

関係機関は、消火器材として、次に掲げる資材を平常時より整備するものとする。

- (1) 小型粉末消火器（飛火消火用）
- (2) のこ、なた
- (3) スコップ、鍬
- (4) こまざらい、ホーク

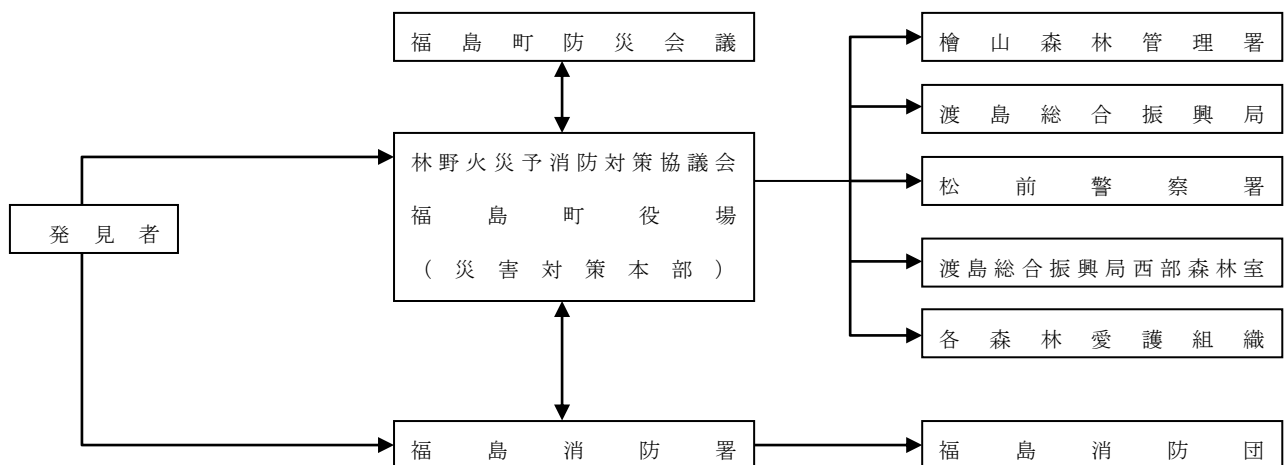
別表1

気象通報連絡系統図



別表2

山火事発生連絡系統図



第8節 青函トンネル災害対策計画

福島町が管轄する青函トンネルの災害発生時に際して、被害を最小限に防御するための応急計画は、本計画に定めるところによる。

1 組織及び活動

(1) 災害対策本部の設置

町長は、青函トンネルで災害が発生した場合、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置し、他の関係機関の協力を得て応急活動を実施するものとする。

渡島西部広域事務組合は、その定めるところにより組織体制の万全を図るものとする。

(2) 配備体制

本部が設置されると、直ちに関係機関は第2章第2節「災害対策本部」に定められるところにより配備体制をとるものとする。

(3) 活動

各対策班は、第2章第2節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。

特に、渡島西部広域事務組合、福島消防署にあたっては、火災の拡大防止を図るものとする。

2 訓練対策

訓練は、第3章第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

3 通信連絡体制

(1) 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、別表1のほか第4章第1節「情報通信計画」に定めるところによる。

(2) 防災行政無線等の活用

町の防災行政無線の活用と各機関の通信網等を活用して迅速に伝達を図るものとする。

(3) 放送局、無線関係者との協力体制の確立

放送局等の情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常通信協議会の組織を通じ、通信の万全を図る。

(4) 放送の優先利用

町長は、緊急を要する場合で、特別の必要があるときは、関係放送局の協力を得て災害に関する通知、要請、伝送及び警告等の放送を依頼する。

4 消火対策

渡島西部広域事務組合は、火災発生及びその拡大を最小限度にくいとめるため、初期消火活動を迅速に行う。

また、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等、他機関の応援などの措置を講ずるとともに、火災発生の恐れのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

5 防水対策

トンネル内において、異常出水などによる災害が発生した場合の対策は、第4章第11節「水防計画」に定めるところによる。

6 広報対策

第4章第4節「災害広報計画」に定めるところにより実施する。

7 避難対策

(1) 避難の勧告及び指示

町長は、災害の発生により、住民に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難先を明示して立ち退きを勧告する。

(2) 避難救出計画

第4章第7節「避難救出計画」に定めるところにより実施する。

(3) 勧告又は指示の周知徹底

ア 周知の方法

町長は、最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知するほか、防災行政無線、広報車、(町・消防・警察)を危険区域に出動させ、周知する。

イ 勧告又は指示の内容

避難対象地域(地区)、避難先(場所)は、資料編のとおり、避難経路、理由とその他の注意事項。

ウ 避難の方法

(ア) 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員(団員)、警察官が当たるが、避難立ち退きの誘導に当たっては、老人、病人及び婦女子等を優先的に行うこととし、避難誘導者

は、円滑な立ち退きについて適宜に指導する。

(イ) 誘導の方法

避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、実情に応じて安全な避難経路を2カ所以上設置し、広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標点を示す案内板等を設置し、避難場所において表示板等を掲げる。

(ウ) 移送の手段

a 小規模の場合

避難は、個々に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力によって立ち退き不可能な場合においては、車両などによって行う。

b 大規模の場合

被害が大きく大規模な移送を要し、町単独で処置できないときは、道や近隣町村に応援を求めて実施する。

8 救出対策

救出対策については、第4章第7節「避難救出計画」に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1) 住民等による救出・救助活動

被災者の救出救助活動は、原則として消防機関が実施するが、トンネル災害事故については、火災発生も想定されるので、消防機関による救出のほか、町長は、住民等による自主的救出活動を促進するものとする。

ア 付近住民に対する協力依頼

報道機関、防災行政無線、広報車等により、住民に対して訴え、救出救助活動の協力を呼びかける。

イ 各種団体に対する協力依頼

町内会、日赤奉仕団その他に対して協力を求める。

ウ 住民に対する協力要請

現場付近の住民に対して、災害対策基本法第65条に基づき、救出救助活動の協力を求めることができる。

(2) 応援要請

災害により、緊急に救出救助活動を要する住民が多くいることが判明し、既存の能力で対応できないと判断したときは、町長は、知事（渡島総合振興局長）に対し、自衛隊の災害活動を要請する。

9 医療救護対策

第4章第18節「医療救護計画」に定めるところにより実施する。

10 給水対策

第4章第13節「給水計画」に定めるところにより実施する。

11 防疫対策

第4章第19節「防疫対策計画」に定めるところにより実施する。

12 食料供給対策

第4章第12節「食料供給計画」に定めるところにより実施する。

13 衣料、生活必需品等物資供給対策

第4章第16節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところにより実施する。

14 行方不明者の捜索及び遺体処理及び埋葬対策

第4章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬計画」に定めるところにより実施する。

15 障害物除去対策

第4章第26節「障害物除去計画」に定めるところにより実施する。

16 輸送対策

第4章第10節「輸送計画」に定めるところにより実施する。

17 自衛隊派遣要請対策

第4章第31節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

第9節 大規模停電対策計画

町内において、突発的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、関係機関がとる対策については、本計画の定めるところによる。

1 情報連絡体制の整備

町および関係機関は、大規模な停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報集収、連絡体制の整備に努め、別表1「情報通信連絡系統図」により実施するものとする。

2 施設機材等の整備

- (1) 町及び関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努めるものとする。
- (2) 町は、特に厳冬期の避難場所運営のために必要な暖房器具や非常用電源及び燃料の確保に努めるものとする。
- (3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努めるものとする。

3 北海道電力株式会社の措置

北海道電力は停電事故の発生に備え第4章第17節「電力施設対策計画」に定めるところにより災害応急対策を実施する。

4 住民および事業所等への啓発

町は、住民特に停電事故が発生した場合において、経済的に著しい被害が予想される農業・漁業・商工業の事業所等に対し、停電の備え等を行うよう啓発するものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり正確な情報を提供することにより混乱の防止を図るため地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

6 応急活動体制

防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備え

た配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1) 町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を行うものとする。

ア 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難所の開設および食料や燃料の補充体制の確保

イ 防災行政無線等による住民への避難施設情報等の周知

ウ 町内会、自主防災組織等の協力も得ながら、高齢者などの避難行動要配慮者を含む在宅者に対する声かけ

エ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回

オ 道に対し、必要に応じて備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣などの応援要請

(2) 福島消防署は次のような対策を行うものとする。

ア 消防車等を活用した警戒パトロール

イ 停電地区での通電火災の注意喚起

ウ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 松前警察署は、次のような対策を行うものとする。

ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施

イ 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者は、次のような対策を行うものとする。

ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施

イ 道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める

7 自衛隊派遣要請

停電事故発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第3.1節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

別表 1

